

令和4年第2回定例会

富良野市議会会議録

令和4年6月17日（金曜日）午前10時00分開会

◎議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指定
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第17号（令和4年第1定） 富良野市行政財産使用料条例の制定について
日程第 4 所管事項に関する委員会報告
調査第1号 ICT利活用について
調査第2号 女性が活躍するための支援体制の充実について
調査第3号 新型コロナウイルス感染症に対する事業者支援の現状について
日程第 5 監査委員報告（例月出納検査結果報告 令和3年度1月分～4月分、令和4年度4月分）
日程第 6 議案第12号 富良野市教育委員会委員の任命について
日程第 7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 8 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 9 報告第1号 継続費繰越計算書について
日程第 10 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について
日程第 11 報告第3号 事故繰越し繰越計算書について
日程第 12 報告第4号 専決処分報告について（私有地の樹木伐採による損害賠償及び和解について）
日程第 13 報告第5号 専決処分報告について（令和4年度一般会計補正予算（第2号））
日程第 14 報告第6号 専決処分報告について（市道における物損事故の損害賠償及び和解について）
日程第 15 議案第11号 庁内LANシステム機器更新事業（物品購入）契約の締結について
日程第 16 議案第1号～第10号（提案説明）

◎出席議員（18名）

| | | | | | |
|----|-----|--------|-----|-----|--------|
| 議長 | 18番 | 黒岩岳雄君 | 副議長 | 13番 | 今利一君 |
| | 1番 | 宮田均君 | | 2番 | 渋谷正文君 |
| | 3番 | 大西三奈子君 | | 4番 | 松下寿美枝君 |
| | 5番 | 大栗民江君 | | 6番 | 関野常勝君 |
| | 7番 | 石上孝雄君 | | 8番 | 水間健太君 |
| | 9番 | 小林裕幸君 | | 10番 | 家入茂君 |
| | 11番 | 本間敏行君 | | 12番 | 佐藤秀靖君 |
| | 14番 | 宇治則幸君 | | 15番 | 日里雅至君 |
| | 16番 | 天日公子君 | | 17番 | 後藤英知夫君 |

◎欠席議員（0名）

◎説明員

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 北 | 猛 | 俊 | 君 | 副 | 市 | 長 | 稲 | 葉 | 武 | 則 | 君 | | | | | | | | | | | | |
| 総 | 務 | 部 | 長 | 関 | 澤 | 博 | 行 | 君 | ス | マ | ー | ト | シ | テ | ィ | 戦 | 略 | 室 | 長 | 西 | 野 | 成 | 紀 | 君 | |
| 市 | 民 | 生 | 活 | 部 | 長 | 山 | 下 | 俊 | 明 | 君 | 保 | 健 | 福 | 祉 | 部 | 長 | 柿 | 本 | 敦 | 史 | 君 | | | | |
| 経 | 済 | 部 | 長 | 川 | 上 | 勝 | 義 | 君 | 建 | 設 | 水 | 道 | 部 | 長 | 北 | 川 | 善 | 人 | 君 | | | | | | |
| 兼 | ぶ | ど | う | 果 | 樹 | 研 | 究 | 所 | 長 | 澤 | 田 | 貴 | 美 | 子 | 君 | 総 | 務 | 課 | 長 | 入 | 交 | 俊 | 之 | 君 | |
| 看 | 護 | 専 | 門 | 学 | 校 | 長 | 藤 | 野 | 秀 | 光 | 君 | 企 | 画 | 振 | 興 | 課 | 長 | 小 | 笠 | 原 | 竹 | 伸 | 君 | | |
| 財 | 政 | 課 | 長 | 近 | 内 | 栄 | 一 | 君 | 教 | 育 | 委 | 員 | 会 | 教 | 育 | 部 | 長 | 亀 | 淵 | 雅 | 彦 | 君 | | | |
| 教 | 育 | 委 | 員 | 会 | 教 | 育 | 長 | 鎌 | 田 | 忠 | 男 | 君 | 監 | 査 | 委 | 員 | 事 | 務 | 局 | 長 | 佐 | 藤 | 克 | 久 | 君 |
| 監 | 査 | 委 | 員 | 鎌 | 田 | 忠 | 男 | 君 | 監 | 査 | 委 | 員 | 事 | 務 | 局 | 長 | 佐 | 藤 | 克 | 久 | 君 | | | | |

◎事務局出席職員

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 井 | 口 | 聡 | 君 | 書 | 記 | 大 | 津 | 諭 | 君 |
| 書 | 記 | 向 | 山 | 孝 | 行 | 君 | 書 | 記 | 鷺 | 見 | 悠 | 太 | 君 |

午前10時00分 開会
(出席議員数18名)

開 会 宣 告

○議長（黒岩岳雄君） これより、本日をもって招集されました令和4年第2回富良野市議会定例会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染防止のため、会議中のマスクの着用を許可いたします。

表彰状の伝達及び祝辞

○議長（黒岩岳雄君） 開議に先立ち、先般、全国市議会議長会より表彰されました方々に対する表彰状の伝達を行います。

受賞者を事務局長より御紹介申し上げます。

事務局長井口聡君。

○事務局長（井口聡君） さきの全国市議会議長会第98回定期総会におきまして、会長より、市議会議員として20年、市政の発展に尽くされた功績に対し、今利一議員が特別表彰されました。

また、市議会議員として15年、市政の振興に努められた功績に対し、宮田均議員が表彰されました。

ここで、議長より表彰状の伝達を行います。

最初に、今利一議員、御登壇ください。

(13番 今利一議員、登壇)

○議長（黒岩岳雄君） -登壇-

表彰状。

富良野市、今利一殿。

あなたは、市議会議員として、20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第98回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

令和4年5月25日。

全国市議会議長会会長清水富雄。

代読。

おめでとうございます。(拍手)

○事務局長（井口聡君） 次に、宮田均議員、御登壇ください。

(1番 宮田均議員、登壇)

○議長（黒岩岳雄君） -登壇-

表彰状。

富良野市、宮田均殿。

あなたは、市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第98回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和4年5月25日。

全国市議会議長会会長清水富雄。

代読。

おめでとうございます。(拍手)

それでは、この機会に、市長より御祝辞をいただきます。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） -登壇-

おはようございます。

ただいま永年勤続議員表彰を受賞された議員の方々に、市民を代表してお祝いを申し上げます。

このたび、全国市議会議長会から、市議会議員永年勤続20年以上の特別表彰を受けられた今利一副議長、15年以上の一般表彰を受けられた宮田均議員におかれましては、今回の表彰、誠におめでとうございます。

長年にわたって御活躍され、ここに永年勤続議員表彰を受賞された議員の方々には、特別な思いもあろうかと存じます。

議員は、4年ごとに、市政の主権者である市民の審判を受けなければなりませんし、そのハードルを幾たびか乗り越えなければ名誉ある表彰を受けることはできません。表彰を受けられた議員一人一人の努力は無論のことではありますが、市政の主権者である市民の皆さんによる、各議員に対する支援のたまものであると存じております。

さて、令和3年度から第6次総合計画がスタートしておりますが、富良野市が誕生した56年前、3万6,600人いた人口が、あと数年で約半分になろうとしております。人口減少や高齢化から目を背けずに、真正面から取り組み、将来にわたって子供たちが暮らせる、暮らしたい、そんなまちをつくる目標を実現するため、共創は最も重要なことと考えております。

将来に向けて、子育て支援、医療や介護の充実、地域循環型経済の推進、均衡あるまちづくり、文化や地域コミュニティの要となる公共施設の在り方などなど、市民と協力して、共に取り組む課題が山積しております。

市議会は、地方自治制度における二元代表制の下で、その一翼を担う機関として、富良野市の団体意思を最終的に決定する議事機関、合議機関として、富良野市議会の果たす役割はますます重くなっております。その重責を担うため、市民と議会との距離を縮め、市民と連携、協働を推進する市議会の改革は、引き続き重要な課題となっております。

今回、荣誉ある表彰を受けられた議員の方々が、これまで培われた経験を生かし、市政と市議会が直面する様々な課題について、市民の立場から取り組まれることを願っております。

今後とも、健康には十分御留意され、一層の研さんに努められるとともに、2万382人、富良野市民の福祉の向

上と富良野市政のさらなる進展のため、御活躍されますことを申し上げまして、祝辞といたします。

誠にありがとうございました。

○議長（黒岩岳雄君） ありがとうございます。
以上で、表彰状の伝達及び祝辞を終わります。

開 議 宣 告

○議長（黒岩岳雄君） 直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指定

○議長（黒岩岳雄君） 日程第1、会議録署名議員の指定を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第126条の規定により、

関 野 常 勝 君
家 入 茂 君
石 上 孝 雄 君
小 林 裕 幸 君
水 間 健 太 君
後 藤 英知夫 君
宮 田 均 君
天 日 公 子 君

以上、8名の諸君を御指定いたします。

なお、本日の署名議員には、

関 野 常 勝 君
家 入 茂 君

を御指名申し上げます。

諸 般 の 報 告

○議長（黒岩岳雄君） 事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長井口聡君。

○事務局長（井口聡君） -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

市長より提出の事件、議案第1号及び議案第11号及び報告第1号より第6号につきましては、あらかじめ御配付のとおりでございます。

議案第12号及び諮問第1号、第2号につきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、議会及び監査委員より提出の事件につきましては、本日御配付の議会側提出件名表に記載のとおり、議長にそれぞれ提出がございました。

次に、市長より提出のありました市政に関する所信表明につきましては、あらかじめ御配付のとおりでございます。

次に、議長の閉会中の主な公務につきましては、議長報告といたしまして、本日御配付のとおりでございます。

慣例により、朗読は省略させていただきます。

次に、本定例会の説明員につきましては、別紙名簿として御配付のとおりでございます。

最後に、本日の議事日程につきましても、お手元に御配付のとおりでございます。

以上でございます。

日程第2 会期の決定

○議長（黒岩岳雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長石上孝雄君。

○議会運営委員長（石上孝雄君） -登壇-

おはようございます。

議会運営委員会より、6月10日に告示されました令和4年第2回定例会が本日開会されるに当たり、6月14日に議会運営委員会を開催いたしましたので、審議した結果について報告いたします。

本定例会に提出されました事件数は、29件でございます。

うち、議会側提出事件は9件で、内訳は、付託案件委員会報告1件、事務調査報告3件、例月出納検査結果報告5件でございます。

市長よりの提出事件は20件で、その内訳は、予算2件、条例7件、人事3件、報告6件、その他2件でございます。

事件外といたしまして、市長の市政に関する所信表明、議長報告がございます。

次に、運営日程について申し上げます。

本会議1日目の本日は、会期の決定後、事件外といたしまして、市長の市政に関する所信表明を受け、第1回定例会において継続審査となった議案第17号について、総務文教委員会より報告を受け、これを審議願います。

次に、所管事項に関する委員会報告、監査委員報告を受け、議案第12号及び諮問第1号、諮問第2号の審議を願います。

その後、報告第1号から報告第6号までの報告を受け、議案第11号の審議を願います。

次に、議案第1号から議案第10号までの提案説明を受け、本日の日程を終了いたします。

6月18日及び19日は休日のため、6月20日から23日までは議案調査のため、それぞれ休会といたします。

本会議2日目の6月24日は、市政に関する一般質問を行い、これを終了いたします。

6月25日及び26日は休日のため、6月27日は議案調査のため、それぞれ休会といたします。

本会議3日目の6月28日は、市政に関する一般質問を行い、これを終了いたします。

6月29日は、議案調査のため、休会といたします。

本会議4日目の6月30日は、議案第1号から議案第10号までの審議を願います。

最後に、追加議案のある場合は、順次、審議を願い、本定例会を終了いたします。

次に、議案外の運営について申し上げます。

請願、意見案等の提出期限については、6月24日の日程終了時までとすることで申合せをしております。

また、第1回定例会に引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、議場に入る議員、説明員の検温を行うことをはじめ、議題や質問に関係しない説明員の出席を求めないこと、一般質問における議員の着席位置を変更し、質問席を設けて質問を行うこと、議場内の換気のため、送風機等を使用すること、マスクの着用をすることで申合せをしております。

以上、令和4年第2回定例会の会期は、本日6月17日から6月30日までの14日間とすることで委員会の一致を見た次第であります。

以上、申し上げましたとおり、議員、理事者及び説明員各位の御協力を賜りますようお願い申し上げます、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会より報告のとおり、本定例会を運営し、会期は6月17日から6月30日までの14日間とし、うち、20日、21日、22日、23日、27日、29日は議案調査のため、18日、19日、25日、26日は休日のため、それぞれ休会にいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、ただいまお諮りのとおり、本日から14日間と決定いたしました。

市政に関する所信表明

○議長（黒岩岳雄君） この際、市長改選後の初定例会に当たり、市長より市政に関する所信表明の申出があり、これを受けます。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） -登壇-

本日ここに、令和4年第2回富良野市議会定例会の開会に当たり、今後の市政運営に対する私の所信の一端を申し述べさせていただきます。

私は、4月に執行されました富良野市長選挙におきま

して、市民の皆様の温かい御支援を賜り、当選の荣誉に浴し、引き続き2期目の富良野市政を担うこととなりました。市民の皆様の御厚情に心よりお礼を申し上げますとともに、これからの4年間も、日々、新たな気持ちで市政運営に全力で取り組んでまいります。

新たな時代に対応できるまちづくりを進めるに当たり、市民の皆様が、富良野市の将来に希望を感じ、これからも安心して暮らしていただけるよう、全ての市民が健康で幸せを感じる健幸都市、未来が見える共創のまちづくりを掲げ、健幸を实践、継続できる持続可能な都市経営と成長を目指して、田園都市富良野から未来を創るために挑戦してまいります。

まちは、歩きやすい、歩きたくなるようなまち並みや、それぞれの人にとって、楽しそう、参加してみたいと思える居心地のよい場所があるという環境を整えることで、思わず表に出て人と交流して学び、健康寿命が延びるまちでなくてはなりません。

人とのコミュニティが醸成され、人間関係がうまくいくこと、仕事に満足できること、他人を愛すること、他人から認められることなど、人生の意味を見だし、それを幸せだと感じられることが重要です。

問題や困難に直面している人たちを孤立させず、互いに協力し、喜び合い、健幸を意識しながら、食と観光、文化、スポーツ、体験、医療・福祉などの地域資源、素材を組み合わせた経済活動の構築を図ってまいります。

地域の核となる全ての家庭が助け合い、主体的に健康維持、社会参加することで、地域の活性化を進めてまいります。そのために、自助、共助、公助のバランスがよい社会に転換し、誰一人取り残さないという思いを胸に、市民との対話を重ね、共創のまちづくりに邁進してまいります。

ここで、喫緊の課題の取組について、私の考えを述べたいと存じます。

一つ目は、新型コロナウイルス感染症対策とアフターコロナに向けた取組であります。

現在も、新型コロナウイルス感染症は収束に至っておりません。

今年初めからの第6波が過去最大の感染拡大となる中で、最前線の医療従事者の皆様をはじめ、対応に奮闘されている全ての皆様、長期間にわたって多大な御理解と御協力をいただいている市民の皆様並びに市内事業者の皆様に、心から感謝申し上げます。

感染症対策につきましては、市民の生命と健康を守るため、医師会や地域センター病院との連携を強化し、現在進めているワクチン追加接種をさらに迅速かつ安全に実施できるよう取り組むなど、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に力を尽くすとともに、コロナ禍による影響が長期化していることから、地域経済を支える支

援を継続してまいります。

また、アフターコロナに向けて、中断しておりました観光をマネジメントする組織であるDMO（DMC）設置に向けた検討を再開するとともに、国際的に認められる、住んでよし、訪れてよしの観光地域づくりを目指すため、観光庁の推奨する持続可能な観光地域づくりに取り組んでまいります。

二つ目は、新しく生まれる富良野市複合庁舎についてであります。

現庁舎の老朽化に伴い、平成30年から、市民参加の下、協議を進めてまいりました複合庁舎は、9月下旬、供用開始予定となっております。

新しい市庁舎は、防災拠点機能の強化や、機能性、効率性、経済性を重視し、人や環境に優しく、市民が利用しやすい庁舎とするとともに、文化会館との複合化により、富良野市複合庁舎として新たなコミュニティを創造する場としてスタートいたします。

この新たな場で、市民と市民をつなぎ、市民の皆様とともにまちづくりを、夢を、次の世代へつなぐ持続可能な取組を進めるよう、市民の意見を取り入れた施設の有効活用を図ってまいります。

2期目の市政運営に当たって、「美しい」のその先へ。WA!がまち、ふらの」をスローガンに掲げた第6次富良野市総合計画の四つのコンセプトについて、私の基本的な考えを述べさせていただきます。

(1)「輝く。つながり合う。ひとのWA!」。

核家族化や地域とのつながりが減少することで、子育ての傾向が高まっています。安心して妊娠、出産、子育てできる環境づくり、乳幼児期における健やかな育ち、自立や社会参加に向けた適切な支援の提供など、切れ目のない支援、相談体制づくりを進めてまいります。また、子育て世代の負担を軽減するため、これまでの事業を継続するとともに、子ども医療費助成の拡充を図ってまいります。

あわせて、安心して出産、育児ができる環境づくりを進めるため、圏域の周産期医療・小児科医療体制の確保を図るとともに、妊産婦及び乳幼児に対する相談や保健指導の充実を進めてまいります。

地域医療では、富良野医師会や圏域自治体との連携の下、救急医療体制の維持や地域センター病院の医師確保に支援を行い、地域医療体制の充実に向けた取組を推進してまいります。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、引き続き、地域包括ケアシステムの充実に向けて取り組むとともに、介護人材確保に向けた対策を検討してまいります。

人生100年を見据えたとき、市民一人一人が生き生きと活躍できる地域社会を実現していくため、家庭、地域の

教育力や暮らしの質を向上させる生涯学習の充実を図ってまいります。

地域が持つ歴史や習俗、民俗芸能、音楽や演劇など、文化芸術は心にゆとりや潤いをもたらすとともに、創造性を育て、多様性を受け入れることで、心豊かな生活を送ることにつながります。

新しい文化会館、文化ホールを拠点に文化振興を図るとともに、富良野市文化芸術振興条例の制定により、文化芸術振興をさらに推進してまいります。また、スポーツセンターの耐震改修をはじめ、スポーツインフラの整備を図り、スポーツ振興を進めることで、心と体の健康づくりを進めてまいります。

移住・定住の促進では、情報発信を継続するとともに、関係人口創出、サテライトオフィスなど企業誘致につなげるワーケーションの取組を推進してまいります。

住んでいる人が誇りを持ち、訪れる人が憧れを抱くまちづくりを進めていくため、シビックプライドを醸成し、富良野市を発信していくシティープロモーションを推進してまいります。

(2)「創る。まわす。しごとのWA!」。

基幹産業である農業においては、担い手育成に引き続き取り組むとともに、生産性向上に向け、スマート農業の推進、国営農地再編事業「富良野南富地区」の実施体制を整備してまいります。

ワイン事業では、経営の改善と原料用ブドウ確保に向けた支援を継続するとともに、ふらのワイン50周年記念事業を実施してまいります。

水、食品、環境など地域資源を活用した企業誘致に努めるとともに、国、北海道と連携し、人材確保に向けた企業支援を検討してまいります。

(3)「想う。みがき合う。まちのWA!」。

防災対策では、町内会、連合会などと連携し、地域防災力の向上と災害に強いまちづくりを推進してまいります。また、近年の激甚化する水害に備え、国や北海道と連携し、災害に強い河川の維持管理に努めてまいります。

道路、橋梁、公園、上下水道など、地域インフラの適切な維持管理を進め、計画に基づいた修繕、整備を行ってまいります。また、冬期間の安全な道路確保のため、GPSとIoT活用を推進し、除雪体制の効率化を進めてまいります。

物流、観光、救急、防災、生活の向上に不可欠な高規格道路旭川十勝道路は、全線120キロの早期完成に向けて、引き続き関係機関へ要請してまいります。

まちづくりに当たっては、人口減少社会にあっても、持続可能な都市の形成を図るとともに、富良野らしい都市計画、景観形成と自然環境保全に努めてまいります。

住環境の向上に当たっては、住宅リフォーム、多世代

同居住宅への取得に対する支援に加え、子育て世帯に配慮した支援を検討することと併せ、まちなか居住の促進を図ってまいります。

地域公共交通は、市民生活、経済、観光に欠かすことのできない社会インフラであることから、利便性を確保しながら持続可能な交通体系を構築するため、地域公共交通計画の策定を推進してまいります。

鉄道見直し問題につきましては、関係市町村や北海道などと連携し、富良野線及び根室線富良野―滝川間の維持存続に向け、全力で取り組んでまいります。また、根室線富良野―新得間につきましては、市民生活及び上川と十勝を結ぶ交通を守るため、鉄路に代わる公共交通の確保（7ページで訂正）に全力を尽くしてまいります。

スマートシティの推進は、市民の幸福感や暮らしやすさを高めることを目指し、書かない窓口やデジタル健幸ポイント事業の本格導入をはじめ、全ての市民がICT化のメリットを受け取ることができる取組を進めてまいります。

また、令和4年度から、農村地域を含めた市内全域で光回線の供用が始まることから、市民生活や地域産業を高める取組を検討してまいります。

コロナ禍で縮小した地域活動を活性化するため、自治会、小さな町内会単位から、改めて人と人とのつながりを回復し、その輪をさらに広げる地域ぐるみのコミュニティ活動を支援し、市民による協働のまちづくりを推進してまいります。

行政運営に当たっては、一人一人の持てる能力を最大限発揮し、チャレンジを続け、市民と共創する職員の育成に努めるとともに、効率的で横断的な事務の執行を推進してまいります。

また、弾力的かつ持続性のある健全な財政運営を行うていくため、中長期的な見通しに基づき、歳入に見合った歳出の維持を図ってまいります。

加えて、富良野のまちや豊かな特産品のPR及び地域振興を目的に、生まれたふるさとや応援したいまちへの寄附制度であるふるさと納税に引き続き積極的に取り組むとともに、本市の施策に支援していただく企業版ふるさと納税制度を活用し、自主財源の確保に努めてまいります。

(4)「感じる。つなげる。自然のWA！」。

本市の持つ資源、自然環境の魅力を将来に向けても維持、増進し、まちとしての求心力を高めていくため、しとやかで着実なSDGsの推進とゼロカーボンシティの目標達成に向けて、これまで市民の皆様とつくり上げてきたリサイクルを大切にしながら、再生可能エネルギーの導入促進、脱炭素ロードマップの策定を進めてまいります。

以上、市政運営に対して私の基本的な考えを述べさせていただきましたが、具体的な施策の展開につきまして

は、今後の市政執行方針や予算、条例などでお示しさせていただきたいと存じます。

私たちを取り巻く環境は、少子高齢化や自然災害への対応などの課題に加え、感染症や世界的な気候変動への対応も求められています。

時代の変化に対応しながら、何が大切かを常に検証し、さらに前進していく決意であります。

少子、高齢化、人口減少が進行していく中においても、持続性のあるまちをつくるために、これまでの協働を基本に、市民、団体、企業、地域、行政が連携し、それぞれの意見を出し合いながら、実践的な取組の展開から、新たなまちの魅力や地域の価値を共につくり上げる新しい公共の考えを取り入れ、未来が見える共創のまちづくりを進めてまいります。

市民が、自分たちのまちは自分たちで創り、育てるという意識を持って、誰もがまちづくりの担い手として関係を深めながら、共に新しい時代に挑戦、創造する、市民が主体のまちづくりを進めてまいります。

市議会議員の皆様並びに市民の皆様への温かい御理解と御協力を心からお願い申し上げます、私の所信表明といたします。

御訂正をお願いいたします。

9ページになります。

2段落目の下から2行目、鉄路に代わる公共交通の確保に全力をと申し上げるところを公共交通の保全というふうに申し上げました。正しくは確保でございますので、御訂正をお願いいたします。

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、市長の市政に関する所信表明を終わります。

日程第3

議案第17号（令和4年第1定） 富良野市行政財産
使用料条例の制定について

○議長（黒岩岳雄君） 日程第3、前会より継続審査の議案第17号、富良野市行政財産使用料条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長宇治則幸君。

○総務文教委員長（宇治則幸君） -登壇-

おはようございます。

総務文教委員会より、令和4年第1回定例会において付託されました議案第17号、富良野市行政財産使用料条例の制定について、審査の経過と結果について報告いたします。

本条例は、使用料の徴収に関しては、議会の議決に基づき規定されるものでありますが、行政財産の目的外使用に係る使用料に関しては、これを規定する条例がない

ため、改めて制定しようとするものです。

地方自治法では、市が所有する公有財産のうち、市が公用または公共用に使用し、または使用することを決定した財産を行政財産として定義しており、この用途または目的を妨げない限度において、その使用を許可することができますとされています。

本市においては、これまで、市庁舎など公用に使用する財産の目的外使用許可については、財務規則の規定に基づき、目的外使用許可の範囲により限定し、使用料については、富良野市公有財産貸付料算定基準を設け、その基準に基づき、使用料を算定するとともに、市庁舎での自動販売機の電気料などは子メーターを設置し、かかる費用の実費相当分を徴収していました。

本委員会では、担当部局に、本条例の運用と規定の解釈に関する説明のほか、資料の提出を求め、慎重に審査を進めてまいりました。

各委員からは、第2条から第4条に規定されている使用料の算出方法について、期間の範囲、使用料の最低限度額、使用料の減免についての質疑が行われたほか、目的外使用許可に対する運用について確認を行ってきたところであります。

協議の結果、全会一致により、富良野市行政財産使用料条例の制定については、原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、申し上げます、総務文教委員会からの報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） これより、質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に関する委員会報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員会報告のとおり可決されました。

日程第4 所管事項に関する委員会報告

○議長（黒岩岳雄君） 日程第4、前会より継続調査の所管事項に関する委員会報告を議題といたします。

本件に関し、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、調査第1号、ICT利活用について。

総務文教委員長宇治則幸君。

○総務文教委員長（宇治則幸君） -登壇-

総務文教委員会より、調査第1号、ICT利活用についての調査の経過と結果について報告します。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、本市が取り組むICT利活用の現状を把握し、課題と方向性について調査を進めてきました。

ICTの活用によるスマートシティの推進を、国としては、地域が抱える人口減少、高齢化社会などの課題の解決、住みよい地域づくり、また、Society5.0、SDGs達成の鍵と捉えています。本市においても、スマートシティ戦略室を設置、富良野市ICT利活用推進計画を策定し、「ひと・モノ・情報がつながるスマートシティ富良野」を基本理念として、様々な施策を推進しています。大きく行政事務の効率化、市民の利便性向上、情報セキュリティ対策などが柱として挙げられる中、働き方改革戦略提案、地域IoT実装計画、また、デジタル専門人材事業を活用しながら、具体的な取組、実証実験を含めながら進めています。

行政事務の効率化については、各部署の業務調査を行い、ヒアリングから業務プロセス改革に着手、RPAの導入、ペーパーレス会議の導入、音声認識による議事録作成の簡素化、押印の廃止、経理事務における単価明細表の廃止、職員のテレワーク試行、虹いろ保育所におけるコードモンの導入などを行ってきています。

市民の利便性向上については、第6次富良野市総合計画に掲げる四つのWA！を中心にICT利活用を進めており、LINE公式アカウント開設によるまちの情報の発信と防災、子育て、暮らしの相談、問合せなどが可能になるよう進めているほか、窓口におけるセミセルフレジ導入や、コンビニ交付サービスなどが開始されています。

実証実験としても、IoT除排雪効率化、AIオンデマンド交通のちょいのりタクシー、高齢者の見守りや新たなコミュニティの形成に関する実証実験、デジタル健幸ポイント事業などを行ってまいりました。あわせて、スマホ教室の開催なども行っています。実証後のアンケート実施や、産官学共同プロジェクトなどによる様々な意見集約を行いながら、今後の実装に向けた取組を進めようとしています。

以上のような経緯とこれまでの調査で確認された事項や国の動向並びに他自治体、各関係機関の取組などを踏まえ、意見交換を行ったところ、委員会として次の点において意見の一致を見た次第です。

1、市民の利便性向上については、デジタル化への過渡期である現在、従来からあるアナログとの併用も継続するなどの工夫も必要である。その上で、ICT利活用による市民生活で実感ができる具体的なメリット等を紹介するなど、触れてもらう仕掛け、理解、協力を求める活動も重要である。また、市民に対して公平なサービスの提供となるよう、デジタルに不慣れた方々に対する継

続的なサポート体制を望むものである。

2、庁内業務における事務効率化などでは、個人情報保護などの観点からも、万全を期したセキュリティー対策を講じた上で、ICT利活用に積極的に取り組むべきである。さらに、効果的な運用を図るため、職員研修の実施や、フォロー体制を確立することが重要である。

3、デジタル化を推進する上で、富良野市全体の課題や特徴を整理し、優先順位をつけた中でまちづくりに結びつけることが重要である。実証実験を進めていく中では、経済的な波及効果を期待し、災害や避難対策、フィードバックの検証の継続、産官学共同や民間事業者からの意見も集約するなど、様々な意見を取り入れ、よりよいものとしていくことで市民サービス向上につなげていくべきである。

全文につきましては、お手元の事務調査報告書並びに市議会ホームページを御覧ください。

以上、申し上げます、総務文教委員会からの報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で総務文教委員会の報告を終わります。

次に、調査第2号、女性が活躍するための支援体制の充実について。

市民福祉委員長佐藤秀靖君。

○市民福祉委員長（佐藤秀靖君） -登壇-

市民福祉委員会から、令和4年第1回定例会で許可を得た調査第2号、女性が活躍するための支援体制の充実についての調査経過と結果について報告いたします。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、第2次富良野市男女共同参画推進計画の進捗状況を確認し、課題と対策について調査を進めてきました。

我が国の女性が活躍するための推進体制は、平成11年の男女共同参画社会基本法の施行を機に本格的に整備が始まり、平成13年に、内閣府の設置に伴い、男女共同参画局が設置され、平成27年に女性活躍法などの法整備が行われています。

令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画では、サブタイトル「～すべての女性が輝く令和の社会～」が付され、改めて女性の活躍を強力に推進する姿勢が表明されており、また、令和4年4月に内閣府男女共同参画局が公表した女性活躍・男女共同参画の現状と課題では、令和3年の日本のジェンダー・ギャップ指数が156か国中120位となっており、女性活躍・男女共同参画推進の浸透は容易ではないことがうかがえます。

こうした国の方針や動向を踏まえ、本市では、第2次富良野市男女共同参画推進計画に基づき、部局横断的に

男女共同参画に取り組み、同計画の推進体制に位置づけられている男女共同参画推進委員会を中心に調査、研究が進められているとともに、庁内推進会議において計画に関する調整などが行われていますが、本委員会では、特に女性が活躍するための支援体制に対象を絞って調査を進めてきました。

本市の女性が活躍するための支援体制に資する取組の一つに、配偶者やパートナーなどからの暴力など、女性に関する様々な問題に対応するため、市民相談室を中心に、女性の相談が比較的多い主な相談窓口を広報紙やチラシ等で周知しており、庁内各部署のみならず、関係機関と連携を図りながら、現状の組織体制で可能な限りの対応を行っています。

しかしながら、全国的には専門部署を設置する動きもあり、前述の女性活躍・男女共同参画の現状と課題などと本市の現状を比較すると、その取組は道半ばの状況がうかがえます。

また、政策の企画立案に関与する市職員の女性管理職や、各種審議会等における女性の参画割合、女性の声を集約する機会などについては、より一層、女性参画を強く促す対策が必要であるとの共通理解が得られ、さらに、女性センターについては、現在は、主に貸館施設となっており、施設名称と機能が伴っていないことから、女性活躍推進の本拠地としてこの女性センターを活用していくべきとの意見も出されたところであります。

本委員会では、こうした経緯と現状を把握し、本市における女性が活躍するための支援体制の充実に関する課題について調査及び議論を進め、下記の4点について意見の一致を見た次第であります。

1、女性活躍の推進は、地域活性化のためには必要不可欠であるという認識を共有するまちづくりに取り組まれない。

少子高齢化、人口減少の進行により、地域の活力が漸減している現状において、女性の活躍は、単なる労働力の補填ではなく、日本社会に慣習として残っている性別による役割分担意識に対し、社会環境の変化に伴った女性の視点が新たな価値を創造する大きな可能性を内包しています。

女性が活躍するための支援体制の充実、子育て環境の整備とともに、女性が安心して暮らせるまちづくり、女性に選ばれるまちづくりという観点から、行政、企業、市民の3者が連携と協力、認識の共有を図る体制を構築し、なお一層の事業推進に取り組まれない。

2、女性活躍等に資するデータ収集と現状分析に取り組まれない。

これまで、本市においては、女性活躍や男女共同参画社会の形成に資するアンケート等は実施していません。しかしながら、庁内各部署には各種計画策定の際に実施

したアンケート等のデータがあり、その中には女性活躍・男女共同参画社会の形成に資するものもあることから、それらを整理し、現状分析に取り組みたい。

また、今後の政策立案の際には、女性活躍・男女共同参画社会形成のために特化したデータの収集が肝要です。

3、女性活躍の支援体制の充実に向けた相談窓口の在り方を検討されたい。

相談する女性側の立場になれば、相談窓口が一本化され、女性専用窓口において、女性スタッフがコンシェルジュのように問題解決までサポートしてくれる相談窓口が望まれますが、これには豊富な知識や経験、人格等を有する人材の確保が課題となることから、最適な相談窓口の在り方を検討されたい。

また、AI、人工知能を活用したチャットボットなど、デジタル技術を活用した取組についても調査、研究を進められたい。

4、男女共同参画基本条例制定の議論を加速されたい。

第2次富良野市男女共同参画推進計画の推進体制に位置づけられている男女共同参画推進委員会において、男女共同参画基本条例に関する検討が行われています。

令和3年11月現在、北海道内35市のうち13市、上川管内4市のうち3市が同条例を制定し、男女共同参画を積極的に推進していく姿勢を表明しています。

本市においても、女性活躍・男女共同参画社会の形成に取り組む姿勢を市内外に発信し、女性が安心して暮らし、活躍できるまちづくりの推進を目指すため、同条例の制定は必要であります。

全文につきましては、お手元の事務調査報告書並びに市議会ホームページを御覧ください。

以上、申し上げます、市民福祉委員会からの報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で市民福祉委員会の報告を終わります。

会議中ですが、ここで、5分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時04分 開議

○議長（黒岩岳雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

次に、調査第3号、新型コロナウイルス感染症に対する事業者支援の現状について。

経済建設委員長小林裕幸君。

○経済建設委員長（小林裕幸君） -登壇-

経済建設委員会より、調査第3号、新型コロナウイルス感染症に対する事業者支援の現状について、調査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会では、担当部局より資料の提出と説明を求め、観光を基幹産業とする本市の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年の市内産業は令和元年から132億円の需要減少となり、うち、観光客の減少に伴うものは約100億円となっています。特に影響が大きかった産業のうち、宿泊・飲食では、前年から売上げ62億円減と、6割以下にまで落ち込んでいるところです。影響額が大きい宿泊・飲食、運輸・郵便、農林水産など、これらの産業は他産業との関わりも大きく、需要減がもたらす本市経済への影響額は155億円の減少と推計されています。

これらに対し、本市においては、休業協力・感染リスク低減支援金、新型コロナウイルス対策経営支援臨時補助金などの補助金で約6億円の経済波及効果があり、一方、国においては、持続化給付金、家賃支援給付金、GO TO トラベルの経済対策による約30億円の経済波及効果によって合計36億円相当となり、影響額は155億円から119億円に軽減されています。このほかに、貸付けや利子補給も行われています。

本市では、長引く新型コロナウイルス感染拡大による経済的影響を分析するとともに、今後の産業経済政策の立案に資することや、基幹産業の一つである観光の地域経済の現状と課題を把握することを目的に、市内事業者を対象にアンケートを行い、感染症の影響のない令和元年度を基準に分析した産業経済構造調査報告書の内容についても説明を受け、現状と課題について意見交換を行い、調査を進めてきました。

融資の返済について、元金返済（11ページで訂正）の据置期間を取らなかった事業者に対しては、中小企業振興資金を用いた借換えなど、スピード感を持った対応について評価する意見が多く出されていたところです。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大が直接の原因で廃業された事業所はありませんでしたが、一部で雇い止めなどが見られ、終息後の経済回復期において人手不足が懸念されるなど、観光関連産業についての意見が多く出されました。

本委員会では、今後の経済動向を注視しながら、本市の経済発展に向け、引き続きの努力を行政に期待するところです。特に、飲食業の回復を促進するため、消費需要が高まるよう住民の外出やテイクアウトなどの協力を得て、市内需要が高まっていくことが必要であることや、観光関連産業については、これまでの取組で収集してきた顧客データを活用して富良野の魅力を発信するなど、誘客促進に向けた取組の継続も必要と考えます。

さらに、長引くコロナ禍において市内事業者に与えた影響が報告されていることから、引き続き、詳細な分析

を継続するとともに、市内事業者の事業継続や発展に向けた支援に努められたいと意見の一致を見たところです。

なお、本報告書の全文につきましては、お手元の事務調査報告書並びに市議会ホームページを御覧ください。

以上、申し上げまして、経済建設委員会からの報告といたします。

融資の返済について、モトキン返済と読みましたが、正しくは元金返済でございます。

御訂正、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で経済建設委員会の報告を終わります。

以上で、所管事項に関する委員会報告を終了いたします。

日程第5 監査委員報告

○議長（黒岩岳雄君） 日程第5、監査委員報告を議題といたします。

例月出納検査結果報告、令和3年度1月分から4月分の4件及び令和4年度4月分の1件であります。

本報告5件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本報告を終わります。

日程第6

議案第12号 富良野市教育委員会委員の任命について

○議長（黒岩岳雄君） 日程第6、議案第12号、富良野市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） -登壇-

議案第12号、富良野市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

富良野市教育委員会委員の菅野義則氏は、令和4年6月30日をもって任期満了により退任されることになりましたので、その後任といたしまして、木村謙氏を富良野市教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。

なお、木村謙氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（黒岩岳雄君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件任命について、同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、任命に同意することに決しました。

日程第7

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（黒岩岳雄君） 日程第7、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） -登壇-

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本市の人権擁護委員並河秀幸氏は、令和4年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き、同氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、並河秀幸氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（黒岩岳雄君） 本件について、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、お諮りいたします。

本件について、適任と認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、適任と認めることに決しました。

日程第8

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（黒岩岳雄君） 日程第8、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） -登壇-

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本市の人権擁護委員山本英恵氏は、令和4年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き、同氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、山本英恵氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（黒岩岳雄君） 本件について、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、お諮りいたします。

本件について、適任と認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、適任と認めることに決しました。

日程第9

報告第1号 継続費繰越計算書について

○議長（黒岩岳雄君） 日程第9、報告第1号、継続費繰越計算書についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

副市長稲葉武則君。

○副市長（稲葉武則君） -登壇-

おはようございます。

報告第1号、継続費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和3年度富良野市一般会計当初予算において設定をいたしました継続費について調製を行ったもので、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、御報告申し上げます。

令和3年度富良野市一般会計継続費繰越計算書は、2款総務費1項総務管理費の新庁舎建設事業（建設工事）について、令和3年度の未執行額を逐次繰越するもので、当該繰越計算書に記載の金額を翌年度へ繰り越したものでございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（黒岩岳雄君） 本件について、御発言ござい

せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、報告第1号は、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づく報告であります。

以上で、本報告を終わります。

日程第10

報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（黒岩岳雄君） 日程第10、報告第2号、繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

副市長稲葉武則君。

○副市長（稲葉武則君） -登壇-

報告第2号、繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和3年度富良野市一般会計補正予算第6号、第9号、第15号及び第16号において設定をいたしました繰越明許費について調製を行ったもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

令和3年度富良野市一般会計繰越明許費繰越計算書は、2款総務費1項総務管理費の住民情報システム運営管理事業、9款教育費2項小学校費の小学校管理、9款教育費3項中学校費の中学校管理で納品及び事業完了が令和4年度に及ぶもの、3款民生費1項社会福祉費の住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業、3款民生費2項児童福祉費の子育て世帯等臨時特別支援事業で事務手が令和4年度に及ぶもの、6款農林業費1項農業費の産地生産基盤パワーアップ事業費補助金、8款土木費2項道路橋梁費の南3丁目2道路改良舗装事業、9款教育費2項小学校費の富良野小学校長寿命化改修事業で国の補正予算事業に伴うもの、6款農林業費1項農業費の道営草地畜産基盤整備事業、道営農業生産基盤整備事業で、北海道の事業調整によるため、6款農林業費1項農業費の経営継承・発展等支援事業補助金、7款商工費1項商工費の富良野観光ウェブキャンペーン実行委員会交付金、新型コロナウイルス対策観光振興事業で、支援事業を継続して取り組むため、7款商工費1項商工費の地域振興消費拡大推進事業で、補助対象であるふらの市内共通商品券の使用及び換金期限が令和4年度に及ぶため、8款土木費5項住宅費の公営住宅長寿命化事業、公営住宅建設事業で国の事業調整によるため、当該繰越計算書に記載の金額を翌年度へ繰り越したものでございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（黒岩岳雄君） 本件について、御発言ござい

せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) ないようですので、報告第2号は、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく報告であります。

以上で、本報告を終わります。

日程第11

報告第3号 事故繰越し繰越計算書について

○議長(黒岩岳雄君) 日程第11、報告第3号、事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

副市長稲葉武則君。

○副市長(稲葉武則君) -登壇-

報告第3号、事故繰越し繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和3年度富良野市一般会計における事業が年度内に完了できなかったため、地方自治法第220条第3項ただし書の規定により、事故繰越しにより翌年度に繰越しをしたもので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、御報告申し上げるものでございます。

令和3年度富良野市一般会計事故繰越し繰越計算書は、2款総務費1項総務管理費の高度無線環境整備事業で、事業進捗により竣工が令和4年度に及ぶもの、訴訟経費で、虹いろ保育所における園児負傷事故に対する損害賠償請求事件に係る訴訟裁判が令和4年度に及ぶもの、6款農林業費2項林業費の有害鳥獣駆除対策経費で、有害鳥獣駆除中に発生した事故に係る富良野市鳥獣被害対策実施隊員の治療が令和4年度に及ぶことから、当該繰越計算書に記載の金額を翌年度へ繰り越したものでございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長(黒岩岳雄君) 本件について、御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) ないようですので、報告第3号は、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づく報告であります。

以上で、本報告を終わります。

日程第12

報告第4号 専決処分報告について(私有地の樹木伐採による損害賠償及び和解について)

○議長(黒岩岳雄君) 日程第12、報告第4号、専決処分報告についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

建設水道部長北川善人君。

○建設水道部長(北川善人君) -登壇-

報告第4号、専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、去る5月24日付をもって専決処分を行った私有地の樹木伐採による損害賠償及び和解につきまして、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

本件は、令和4年5月7日、北の峰南台緑地において、倒木撤去作業中に作業の支障となった隣接地先所有のヤマモミジ2本を、北の峰南台緑地の敷地内と錯誤し、伐採したものでございます。

事故の状況から、富良野市の過失割合を10割として、樹木2本に係る損害賠償額を42万9,000円として、5月24日に示談を交わしております。

作業前における現地調査を十分に行うとともに、境界及び隣接地先の確認等を徹底し、今後も事故防止に努めてまいります。

○議長(黒岩岳雄君) 本件について、御発言ございませんか。

17番後藤英知夫君。

○17番(後藤英知夫君) いまの御説明ですと、倒木を処理するのにヤマモミジを2本切ってしまった、それが、市の所有の土地だと思ったのが、実は私有地であった、そういう理解でよろしいですか。

○議長(黒岩岳雄君) 御答弁願います。

建設水道部長北川善人君。

○建設水道部長(北川善人君) 後藤議員の御質問にお答えいたします。

ヤマモミジにつきましては、南台緑地の敷地の境界がはっきりしていない部分がございます、現地作業員と市の職員との連絡調整の不足によりまして、私有地にあったものを切ってしまったということになります。

以上です。

○議長(黒岩岳雄君) 続いて、御発言ございませんか。

17番後藤英知夫君。

○17番(後藤英知夫君) 実は、市有地ではなくて、私有地にあった木を、現場の人間は市の土地だと思って倒木処理するのに切ってしまった。ところが、実際、調べてみると、私有地であったということではよろしいですか。

○議長(黒岩岳雄君) 御答弁願います。

建設水道部長北川善人君。

○建設水道部長(北川善人君) 後藤議員の御質問にお答えいたします。

いま、議員がおっしゃったとおりでございますので、私有地にあったものを切ってしまったということです。

以上です。

○議長(黒岩岳雄君) そのほか御発言ございませんか。

13番今利一君。

○13番（今利一君） 1点、お聞きいたします。

損害賠償額の42万9,000円というのは、どんな単価設定をされてこういう金額が出たのでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 暫時休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午前11時30分 開議

○議長（黒岩岳雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

御答弁願います。

建設水道部長北川善人君。

○建設水道部長（北川善人君） 今議員の御質問にお答えいたします。

ヤマモミジ2本につきましては、幹回りが44センチ、高さが4メートルということで、同等品を造林業者のほうに見積りをいたしまして、その部分で見積もって損害賠償額を決定したところでございます。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） そのほか御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、報告第4号は、地方自治法施行令第180条第2項の規定に基づく報告であります。

以上で、本報告を終わります。

日程第13

報告第5号 専決処分報告について(令和4年度一般会計補正予算(第2号))

○議長（黒岩岳雄君） 日程第13、報告第5号、専決処分報告についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○副市長（稲葉武則君） -登壇-

報告第5号、専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年6月1日付で専決処分を行いました令和4年度富良野市一般会計補正予算について、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるところでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

議案第1号、令和4年度富良野市一般会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ2,598万円を追加し、歳入歳出予算の総額を142億3,407万9,000円にするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

す。

8ページ、9ページでございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る児童扶養手当システムの改修を行う住民情報システム修正委託料の追加、4項選挙費で、参議院議員選挙費のポスター掲示場設置委託料、住民情報システム保守委託料の追加、合わせまして220万円の追加でございます。

3款民生費は、2項児童福祉費で、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯へ支援を行う子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）と会計年度任用職員報酬ほか事務経費、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）と会計年度任用職員報酬ほか事務経費、2,378万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

6ページ、7ページでございます。

16款国庫支出金は、2項国庫補助金で、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金、子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金及び子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金、2,560万9,000円の追加でございます。

17款道支出金は、3項委託金で、参議院議員選挙委託金37万1,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩岳雄君） 本件について、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、お諮りいたします。

本件について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、承認することに決しました。

日程第14

報告第6号 専決処分報告について(市道における物損事故の損害賠償及び和解について)

○議長（黒岩岳雄君） 日程第14、報告第6号、専決処分報告についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

建設水道部長北川善人君。

○建設水道部長（北川善人君） -登壇-

報告第6号、専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、去る

6月6日付をもって専決処分を行った市道における物損事故の損害賠償及び和解につきまして、同条第2項の規定により、御報告申し上げます。

本件は、令和4年5月9日、市道西布礼別線において、10トンダンプトラックで砂利散布のため荷台を上げて作業中、荷台を上げ過ぎたことにより電線と接触し、個人宅へ供給している電線及び木柱1本を破損させたものでございます。

事故の状況から、富良野市の過失割合を10割として、電線及び木柱に係る損害賠償額を8万2,500円として、6月6日に示談を交わしております。

今後とも、作業前における危険予知を強化するとともに、荷台と電線の離隔距離を再確認し、再発防止に努めてまいります。

○議長（黒岩岳雄君） 本件について、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、報告第6号は、地方自治法施行令第180条第2項の規定に基づく報告であります。

以上で、本報告を終わります。

日程第15

議案第11号 庁内LANシステム機器更新事業
（物品購入）契約の締結について

○議長（黒岩岳雄君） 日程第15、議案第11号、庁内LANシステム機器更新事業（物品購入）契約の締結についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長稲葉武則君。

○副市長（稲葉武則君） -登壇-

議案第11号、庁内LANシステム機器更新事業（物品購入）契約の締結について御説明申し上げます。

本財産の取得につきましては、5月31日、指名競争入札を執行した結果、株式会社ゆあさが8,184万円で落札業者に決定いたしました。

この財産の取得は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に該当する契約であり、契約締結に当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本財産の取得の方法につきましては、北海道市町村備荒資金組合防災資機材の譲渡に関する条例に基づく防災資機材譲渡事業を活用するものであり、北海道市町村備荒資金組合が株式会社ゆあさとの契約により物件の納入を受け、納入後に北海道市町村備荒資金組合から本市が譲り受け、5年以内に北海道市町村備荒資金組合に対し

代金を支払うものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（黒岩岳雄君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

14番宇治則幸君。

○14番（宇治則幸君） この入札の中に、全体で370台ということで整理されていますけれども、その内訳について、どういう部局というか、内訳をお知らせください。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

スマートシティ戦略室長西野成紀君。

○スマートシティ戦略室長（西野成紀君） 宇治議員の御質問にお答えいたします。

議案第11号、庁内LANシステム機器更新事業に關します、取得する財産370台分の内訳についてでございますけれども、これにつきましては、職員分といたしまして260台、会計年度任用職員分といたしまして100台、そして、臨時的かつ緊急的に使用する分としまして10台、合わせまして370台となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） そのほか質疑ございませんか。

12番佐藤秀靖君。

○12番（佐藤秀靖君） この取得の方法について、いま、副市長から御説明をいただいたところですけれども、北海道市町村備荒資金組合が購入をして、富良野市がそこから譲渡を受ける形というふうに伺いましたけれども、契約の仕方がちょっと特殊かなというふうに思っています。なぜこの備荒資金組合をかませるのか。そして、取得の方法、防災資機材譲渡事業に関する譲渡ということですが、この方法を活用した理由というところをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

財政課長藤野秀光君。

○財政課長（藤野秀光君） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

北海道市町村備荒資金組合の事業を活用した理由ですが、この予算につきましては、令和4年度当初予算の債務負担行為で議決をいただいている予算になりますが、ここで、令和8年度までの債務負担をいただいているところであります。

この北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用することによって、いつときの投資ではなく、平準化を図ることができまますので、それを活用させていただいたところであります。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） よろしいですか。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) そのほか質疑ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第16

議案第1号から第10号(提案説明)

○議長(黒岩岳雄君) 日程第16、議案第1号から議案第10号まで、以上10件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

副市長稲葉武則君。

○副市長(稲葉武則君) -登壇-

議案第1号、令和4年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ11億8,845万円を追加し、歳入歳出予算の総額を154億2,252万9,000円にしようとするものと、債務負担行為の補正で追加1件、地方債の補正で追加5件、変更1件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

24ページ、25ページでございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、人事給与システムの更新及び地方公務員法による定年延長に伴うシステム改修、個人情報保護法改正に伴う個人情報ファイル簿の整備に要する人事給与システム運用保守委託料、個人情報ファイル簿整備支援業務委託料、人事給与システム更新委託料、効果的な広報展開を行うため、広報紙発行費の戦略的広報展開業務委託料、郵便料金計器を更新する文書管理経費の器具購入費、東山テレビ受信施設組合に対する自主共聴施設デジタル整備事業費のテレビ難視聴共聴組合支援事業補助金、第6次富良野市総合計画中期計画策定に要する総合計画推進事業費の中期基本計画策定業務委託料、道営農業基盤整備事業に係る情報ネットワーク環境管理経費の情報通信基盤移設工事費、過疎地域の公示に伴う各種負担金の全国過疎地域連盟北海道支部負担金、事務効率を図る契印機購入による東山支所運営管理費の器具購入費、交通安全啓発事業費の会計年度任用職員報酬ほか事務経費、道路交差点局部照明を設ける交通安全対策事業費の道路照明設置工事費、RPA導

入を図るICT利活用推進事業費のICT利活用推進業務委託料、データの収集、分析、可視化を図り、オープンデータ化を目指すデータ利活用推進事業費のデータ利活用支援業務委託料、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に要する健康管理システムを改修する住民情報システム運営管理事業費の住民情報システム修正委託料、防災行政無線のアナログを廃止し、IP無線の導入を図る地域防災事業費の通信運搬費、防災行政無線西富丘中継局解体工事費、器具購入費、防災情報などの更新及び内水ハザードマップを反映する防災ガイドマップ作成委託料、道路交通法施行規則の改正に伴い、アルコール検知器による安全運転管理を行う公用車運行管理経費(18ページで訂正)の文具・消耗器材及び印刷代、器具購入費、地域会館の維持修繕を行う地域会館・集落センター維持管理費の瑞穂コミュニティセンター屋根外壁改修工事費、芸術文化事業費の芸術文化補助事業に要する普通旅費、文化ホールの新しいリーフレットを作成する文具・消耗器材及び印刷代、新しい文化ホールに要するこけら落とし公演実行委員会交付金、一般財団法人地域創造による助成事業を活用する地域の文化・芸術活動助成事業助成金、舞台装置の更新による演劇工場運営管理費の演劇工場吊物機構改修工事費、開催を支援するゆうふれ音楽祭実行委員会補助金、体育施設の充実を図る体育施設管理費の器具購入費、芝刈り機を更新する有料パークゴルフ場運営管理費の器具購入費、開催を支援する道知事・上川教育局長・市長杯麓郷クロスカントリー大会補助金、セルジュラング杯小学生ジャイアントスラローム競技大会補助金、国民体育大会軟式野球競技北海道ブロック予選会補助金の追加、3項戸籍住民登録費で、戸籍システムの移設、マイナンバー制度に基づく情報連携、契印機の購入による戸籍システムサーバー移設業務委託料、戸籍システム修正委託料、器具購入費、マイナポータル用端末を更新使用するための社会保障・番号カード交付事業費の器具借上料、庁舎移転に伴うコンビニ交付サービス事業費のコンビニ交付システムネットワーク設定変更委託料の追加、4項選挙費で、市長選挙に要した管理者報酬などの減額、差引きいたしまして7,864万8,000円の追加でございます。

3款民生費は、1項社会福祉費で、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、経済的困難に直面した住民税非課税世帯の方々に対し、臨時的な措置として実施する住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業費の会計年度任用職員給料ほか必要経費及び住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金、新型コロナウイルスワクチンの4回目追加接種に伴う外出支援サービス助成事業費の文具・消耗器材及び印刷代、外出支援サービス助成金(新型コロナウイルスワクチン接種分)、養護老人ホーム寿光園運営管理事業費の維持管理に要する剪

伐採委託料、器具購入費、ふれあいセンター運営管理費の維持修繕に要する施設修繕料、ふれあいセンター屋根外壁改修工事費、ふれあいセンター暖房設備改修工事費の追加、2項児童福祉費で、新庁舎移転に伴う子育て支援センター運営費の子育て支援センター改修工事費、虹いろ保育所における特別支援を要する児童に対応するための特別支援保育事業費の会計年度任用職員報酬、各種手当（会計年度任用職員）の追加、合わせまして5,642万9,000円の追加でございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費で、ハイランドふらにおける配管改修に要する固形燃料ボイラー熱供給設備使用事業費の施設修繕料の追加、2項清掃費で、市民サービスの向上を図るごみ減量と再資源化啓発事業費のごみ分別説明動画制作委託料、固形燃料化施設の機械設備維持、変圧器交換、変圧器に含まれる低濃度PCBの処分に要するリサイクルセンター運営管理経費の廃棄物処理委託料、廃棄物運搬委託料、固形燃料化施設改修工事費の追加、合わせまして2,235万5,000円の追加でございます。

6款農林業費は、1項農業費で、農業担い手育成における農地先行取得に要する新規参入支援農地集積事業費（18ページで訂正）の新規参入支援農地集積事業推進貸付金、防衛補助金を活用した農業機械整備に要する防衛施設周辺農業用施設設置事業補助金、三つの農力向上をテーマにICT技術を活用した取組を推進する信頼される産地づくり支援事業費の講師謝礼金ほか必要経費、要望に対応するためのスマート農業促進支援事業費のスマート農業促進支援事業補助金、農業後継者の定着を図る農家子弟就農促進事業補助金、農業者の負担軽減につながるためにJAふらのが実施するタマネギ選果施設整備に補助する玉葱選果施設整備事業補助金、中央畜産技術研修会参加に要する一般事務費の普通旅費、酪農経営の安定化を図る道営草地畜産基盤整備事業費の道営草地畜産基盤整備事業負担金（19ページで訂正）、北海道土地改良事業団体連合会負担金、国営農地再編整備事業に要する国営富良野南富地区基盤整備推進事業費の富良野市・南富良野町土地改良事業推進協議会負担金、国営事業造成施設管理に要する水利施設管理強化事業費の水利施設管理強化事業補助金、農業農村の持続的発展を図る道営農業生産基盤整備事業費の東山地区農地整備事業負担金、老節布地区農地整備事業負担金、扇山北地区経営体育成基盤整備事業負担金、大沼地区農地整備事業負担金、扇山南地区経営体育成基盤整備事業負担金、西達布地区農地整備事業負担金、緊急的に実施する暗渠排水対策に充てる農地耕作条件改善事業補助金、ワインハウス維持管理に要する自然休養村管理センター管理費の施設修繕料、自然休養村管理センター冷房設備改修工事費（19ページで訂正）、ハイランドふらの維持管理費に要する

農村環境改善センター改修事業料の施設修繕料の追加、2項林業費で、民有林の育成推進、森林経営計画の推進、流動化の促進を図る民有林育成推進事業費の民有林育成推進事業補助金、森林経営計画推進事業負担金（19ページで訂正）、民有林流動化促進対策事業補助金、原始の泉周辺の管理を図る森林愛護事業費の森林愛護事業交付金、森林の公益的機能の保全に取り組む森林環境譲与税事業費の通信運搬費、プログラム使用料、私有林等整備事業補助金、北海道林業・木材産業人材育成支援協議会負担金、森林環境活性化推進事業補助金、有害鳥獣被害対策を拡充する有害鳥獣駆除対策経費の北海道猟友会富良野支部富良野部会交付金の追加、合わせまして6億9,669万7,000円の追加でございます。

7款商工費は、1項商工費で、商店街における街路灯の再編に要する商店街街路灯管理事業費の商店街街路灯設置費補助金、新型コロナウイルス対策の対応経費として、富良野商工会議所に補助する中小企業経営改善指導事業等補助金、新型コロナウイルス対策として、地元店舗を応援するための地域振興消費拡大推進事業補助金、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者などに対する支援として、中小企業振興資金融資事業費の中小企業振興資金保証料補給金、中小企業振興資金利子補給金、秋季、冬季の各種誘客プロモーションを行う富良野観光ウェブキャンペーン実行委員会交付金、冬季観光を推進するスノーファンタジー推進協議会補助金、コロナ禍における誘客、市内消費拡大及び受け入れ体制の確保を目的とした新型コロナウイルス対策観光振興事業費の文具・消耗器材及び印刷代、宿泊誘客推進事業補助金、新庁舎移転に伴う消費生活相談用システムに係る消費生活センター・女性センター運営管理事業費の文具・消耗器材及び印刷代、通信運搬費、相談システム回線移設工事費、ふらっと施設の維持に要する中心街活性化センター運営管理費の施設修繕料、中心街活性化センタープール設備更新工事費、2億376万円の追加でございます。

8款土木費は、1項土木管理費で、建設車両センターの維持に要する車両センター事務所管理費の施設修繕料、建設車両の更新に要する土木機械整備事業費の車両購入費の追加、2項道路橋梁費で、道路維持に要する道路舗装側溝改良工事費、南2丁目2道路改良舗装事業費の南2丁目2道路改良舗装工事費、支障物件移転補償費の追加、3項河川費で、河川維持に要する河川維持費の河川維持委託料、道委託金の確定による樋門・樋管操作管理費の樋門・樋管操作管理委託料の追加、4項都市計画費で、使用料及び手数料の財源振替、5項住宅費で、瑞穂団地、ユーフレ団地の公営住宅長寿命化事業費の公営住宅長寿命化改修工事費、計画を更新する住生活基本計画策定事業費の住生活基本計画策定業務委託料、多世代の

同居生活環境向上を図る住宅改修等促進事業費の多世代同居住宅取得等補助金、東山市街地にある危険家屋に対処する空家対策事業費の空家等緊急安全措置委託料、公営住宅建て替えに伴う公営住宅建設事業費のアスベスト調査分析委託料、公営住宅解体工事費の追加、合わせて1億1,068万6,000円の追加でございます。

9款教育費は、1項教育総務費で、布礼別小学校閉校に伴い、スクールバスを導入する児童生徒送迎事業費の車両購入費、布礼別小学校閉校事業交付金の追加、2項小学校費で、布礼別小学校閉校に係る看板設置及び樹海学校へピアノを移設する小学校管理費の看板製作委託料、ピアノ移設委託料、雨漏り対策を施す(19ページで訂正)小学校施設修繕事業費の樹海学校外壁改修工事費、10年ごとに更新を行っている百科事典を購入する教材整備事業費の図書費の追加、3項中学校費で、旧山部中学校を管理する中学校管理費の施設周辺環境整備委託料の追加、4項社会教育費で、富良野市はたちを祝う会事業費の報償費、報償金、文具・消耗器材及び印刷代、文化財保護費の富良野弥栄太鼓50周年実行委員会補助金の追加で、合わせて1,987万5,000円の追加でございます。

11款給与と費は、1項給与と費で、財源振替でございます。次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、14ページ、15ページでございます。

14款分担金及び負担金は、1項負担金で、道営農業生産基盤整備事業負担金、道営草地畜産基盤整備事業負担金、1,617万9,000円の追加でございます。

15款使用料及び手数料は、2項手数料で、景観地区内建築物認定申請手数料1,000円の追加でございます。

16款国庫支出金は、2項国庫補助金で、社会保障・番号制度システム整備費補助金、マイナポイント事業費補助金、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、南2丁目2道路改良舗装事業交付金、地域住宅交付金、へき地児童生徒援助費等補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、特定防衛施設周辺整備調整交付金、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金の追加、3項委託金で、国営土地改良事業委託金の追加、合わせて3億7,217万2,000円の追加でございます。

17款道支出金は、2項道補助金で、地域づくり総合交付金、水利施設管理強化事業費補助金、豊かな森づくり推進事業補助金、プレミアム付商品券発行事業費補助金の追加、3項委託金で、樋門・樋管操作管理委託金の追加、合わせて2,488万2,000円の追加でございます。

18款財産収入は、1項財産運用収入で、土地貸付料54万5,000円の追加でございます。

20款繰入金は、1項基金繰入金で、社会福祉基金繰入金、文化振興基金繰入金、スポーツ振興基金繰入金、農業推進事業基金繰入金、森林環境譲与税基金繰入金、ふ

るさと応援基金繰入金、3,105万1,000円の追加でございます。

21款繰越金は、1項繰越金で、前年度繰越金1億2,343万3,000円の追加でございます。

22款諸収入は、5項雑入で、道路排水維持管理負担金、札幌交響楽団公演主催者分担金、建物総合損害共済災害共済金、空家等緊急安全措置費用徴収金、中富良野町土地改良事業推進協議会清算返還金、支障光ケーブル等移転補償金、地域の文化・芸術活動助成金、1,088万7,000円の追加でございます。

23款市債は、1項市債で、土木機械整備事業債、南2丁目2道路改良舗装事業債、学校給食施設整備事業債、草地畜産基盤整備事業債、農業生産基盤整備事業債、玉葱選果施設整備事業債、6億930万円の追加でございます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

第2条債務負担行為の補正は、第2表債務負担行為補正に記載のとおり、令和4年度電子複写機借上料の追加1件で、記載の期間及び限度額により債務負担行為を行うとするものでございます。

第3条地方債の補正は、第3表地方債補正に記載のとおり、土木機械整備事業費などの追加5件、学校給食施設整備事業費の変更1件で、記載のとおり、それぞれ限度額を変更するものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(黒岩岳雄君) 会議中ですが、ここで、午後1時まで休憩いたします。

午後0時04分 休憩

午後1時01分 開議

○議長(黒岩岳雄君) 午前中に引き続き、会議を開きます。

午前中の議事を続行いたします。

副市長稲葉武則君。

○副市長(稲葉武則君) -登壇-

議案第1号につきまして、御訂正をお願いいたします。

歳出の2款1項総務管理費でございますが、公用車運行管理経費というところを、公用車運転管理経費と申し上げました。正しくは、公用車運行管理経費でございますので、御訂正をお願いいたします。

続きまして、6款農林業費の1項農業費でございます。

新規参入支援農地集積事業費と申し上げるところを新規参入支援農業集積事業費と申し上げました。正しくは、新規参入支援農地集積事業費でございますので、御訂正をお願いいたします。

同じく、6款1項の農業費でございます。

道営草地畜産基盤整備事業費の中で、道営草地畜産基盤整備事業負担金を道営草地畜産基盤整備事業補助金と

申し上げました。正しくは、道営草地畜産基盤整備事業負担金でございますので、御訂正をお願いいたします。

同じく、6款1項の農業費でございます。

自然休養村管理センター管理費のうち、自然休養村管理センター冷房設備改修工事費と申し上げるところを自然休養村管理センター冷房施設改修工事費と申し上げました。正しくは、自然休養村管理センター冷房設備改修工事費でございますので、御訂正をお願いいたします。

さらに、6款2項の林業費でございます。

民有林育成推進事業費の中で、森林経営計画推進事業負担金と申し上げるところを推進事業補助金と申し上げました。正しくは、森林経営計画推進事業負担金でございますので、御訂正をお願いいたします。

最後に9款2項の小学校費でございます。

小学校施設修繕事業費のところ、雨漏り対策を施すというところを雨漏りを施すと申し上げました。正しくは、雨漏り対策を施すでございますので、御訂正をお願いいたします。

引き続き、議案第2号、令和4年度富良野市簡易水道事業特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市簡易水道事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ22万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,472万円にしようとするものと、債務負担行為の設定でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

10ページ、11ページでございます。

1款簡易水道費は、1項簡易水道管理費1目一般管理費で、簡易水道事業地方公営企業法適用支援委託料22万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、8ページ、9ページでございます。

4款繰越金は、1項繰越金1目繰越金で、前年度繰越金22万円の追加でございます。

戻りまして、4ページでございます。

第2条債務負担行為は、第2表債務負担行為に記載のとおり、令和4年度簡易水道事業地方公営企業法適用支援委託事業費について、記載の期間及び限度額により、債務負担行為を行おうとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第3号、富良野市議会議員及び富良野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、公職選挙法施行令が改正され、選挙公営限度額が引き上げられたことに伴い、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に係る限度額の引上げを行おうとするものでございます。

以下、条を追って御説明申し上げます。

第4条第2項は、選挙運動用自動車の借入れ費用及び選挙運動用自動車の燃料費の限度額の改正でございます。

第8条は、選挙運動用ポスターの作成に係る費用の限度額の改正でございます。

第11条は、選挙運動用ビラの作成に係る費用の限度額の改正でございます。

条例の施行日は、公布の日からとし、施行日以後その期日を告示される選挙から適用しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第4号、富良野市税条例等の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの改正は、令和4年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことなどに伴い、富良野市税条例等を改正するものでございます。

以下、条を追って、その概要について御説明申し上げます。

第1条は、富良野市税条例の一部改正で、第9条、第73条の2及び第73条の3は、固定資産課税台帳の閲覧及び証明書の交付において、記載されている住所が明らかにされることにより、人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合に、住所の削除など必要な措置を講ずることが、法令上、明確化されたことに伴う規定の整備でございます。

第17条は、市民税の所得割の課税標準について、上場株式等に係る配当所得等の課税方式を所得税法と一致させる改正がなされたことにより、総合課税または分離課税を確定申告書の記載によってのみ適用するものでございます。

第23条の2は、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除について、総合課税または分離課税がある場合の特別徴収税額の控除税額を確定申告の記載により行うものでございます。

第26条は、市民税の申告について、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備でございます。

第27条は、地方税法改正に合わせた文言の整理でございます。

第27条の2は、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に退職所得などに係る所得を有する、一定の配偶者の氏名を追加するものでございます。

第27条の3は、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書について、退職手当などを有する、一定の配偶者及び16歳を超える扶養親族を有する者について、提出義務を追加し、記載事項に配偶者の氏名を追加するものでございます。

附則第7条の3の2及び附則第18条の12は、住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和20年度分ま

での個人の市民税及び居住年が令和7年であるものまで延長する見直しに伴う改正でございます。

附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例について、申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用する改正でございます。

附則第17条の2は、地方税法の改正に伴う引用条項の削除による規定の整備でございます。

附則第18条の5及び附則第18条の5の2は、上場株式等に係る配当所得等について、個人住民税の課税方式を所得税と一致させる改正に伴う規定の整備でございます。

附則第18条の11は、引用条項の削除に伴う規定の整備でございます。

第2条は、令和3年6月23日付で公布いたしました富良野市税条例の一部を改正する条例の一部改正で、地方税法の改正による扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備でございます。

条例の施行日は、令和5年1月1日からとし、附則第1条各号に記載の部分については、それぞれ記載の施行日からとしようとするもの、第2条は納税証明書に関する経過措置、第3条は市民税に関する経過措置、第4条は固定資産税に関する経過措置でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第5号、富良野市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの改正は、令和2年国勢調査の結果に基づき、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項の規定による過疎地域として本市が追加公示されたことにより、関係する規定を改正するものでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

第2条は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第5条の規定により、本市は特定市町村として適用を受けておりましたが、令和4年4月1日に新たに過疎地域として公示されたことに伴い、関係規定を整備するものと、租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の改正により、引用条項を整理するものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとし、令和4年4月1日から適用しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第6号、富良野市文化芸術振興条例検討委員会設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、市組織の名称変更に伴い、検討委員会の庶務担当課の名称が変更となることから、富良野市文化芸術振興条例検討委員会設置条例の一部を改正しようとするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとし、令和4年6月5日から適用しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。
議案第7号、富良野市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの改正は、地方税法施行令の改正により、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額の引上げを行うものでございます。

以下、その内容につきまして、条を追って御説明申し上げます。

第2条及び第21条は、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を改めるものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとし、令和4年4月1日から適用しようとするものでございます。

なお、令和3年度までの国民健康保険税については、従前の例によることとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第8号、富良野市住宅改修促進助成条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、多世代同居の促進と子育て世代への支援の充実を図るため、富良野市住宅改修促進助成条例の一部を改正しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明申し上げます。

第1条は、多世代同居の目的であります、高齢者から子育て世帯までの生活環境の向上を明確にしようとするものでございます。

第2条は、多世代同居の定義の見直しを行い、これまで義務教育修了前の子がいる世帯としておりましたが、既に子を妊娠中である場合及び子が高等学校などに在学している世帯にまで対象を拡充しようとするものでございます。

第6条は、多世代同居を目的とした住宅取得に対する補助金の加算につきまして、これまで義務教育修了前の子がいる世帯としておりましたが、高等学校などに在学する者がいる世帯まで対象を拡充しようとするものでございます。

条例の施行日は、令和4年7月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第9号、富良野市建設関係手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、行政サービスにおける公平な利用者負担を確保する観点から、審査事務の実態に沿った手数料を設定し、あわせて、別表の記載内容を整理するとともに、別表に記載されている各法令の改正に伴い、関係する条項及び文言を改正しようとするものでございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

別表中第1項は、建築基準法に基づく建築確認申請につきましては、建築士が設計を行った建築物に係る申請書類については、その審査の一部を省略することが法律

に定められており、これを前提に、建築物の規模に応じた審査時間を基に手数料を算定（21ページで訂正）しておりましたが、一部建築物につきましては建築士によらない設計も可能であることから、これに対応した手数料を設定しようとするものでございます。

別表中第3項は、本市建築主事に代わって民間の確認検査機関が確認済み証を交付した建築物の完了検査を行う場合については、再度、確認申請の内容について審査が必要になることから、これに対応した手数料を設定しようとするものでございます。

別表中第5項は、道路位置の指定申請に対する手数料につきましては、これまで、道路の長さにかかわらず、一律に手数料を設定しておりましたが、道路延長が長くなるほど審査項目が増加することから、道路延長に応じた手数料を設定しようとするものでございます。

別表中第6項は、建築基準法第43条第2項第1号に規定する接道規制の適用除外に係る認定申請で、これに係る審査手数料を新たに追加しようとするものでございます。

別表中第14項から第17項及び第30項から第34項は、記載内容を整理し、該当する手数料を分かりやすくするために改正しようとするものでございます。

別表中第35項は、景観法第63条第1項に規定する景観地区内における建築物の計画の認定申請で、これに係る審査手数料を新たに追加しようとするものでございます。

手数料の算出に当たりましては、国または北海道が示す算定例及び本条例に規定しております他の手数料の算定方法と同様に算出したものでございます。

条例の施行日は、令和4年7月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第10号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について御説明申し上げます。

本件は、令和4年4月1日付で設立された上川中部福祉事務組合が新たに北海道市町村職員退職手当組合に加入することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約別表を改めようとするもので、同組合理約の変更には、地方自治法第286条第1項に規定する構成団体の協議が必要となることから、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

施行日につきましては、総務大臣の許可があった日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

御訂正をお願いいたします。

議案第9号でございます。

別表中第1項の説明の中で、建築士が設計をする場合の審査時間を基に手数料を算定しておりましたというところを、手数料を設定と申し上げました。正しくは、建

築士が設計することを前提に、建築物の規模に応じた審査時間を基に手数料を算定でございますので御訂正をお願いいたします。

散 会 宣 告

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日18日、19日は休日のため、20日から23日までは議案調査のため、休会であります。

24日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後1時19分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 4 年 6 月 17 日

議 長 黒 岩 岳 雄

署名議員 関 野 常 勝

署名議員 家 入 茂